

# 会議室使用にあたっての諸注意

沼津商工会議所

## ア 使用手続

会議室等の使用を希望する方は、所定の申込書をご提出してください。使用承認にあたって会館の管理運営上必要な条件を付することがあります。

なお、土曜日及び日曜日の休日等の使用については、使用日の2週間前の前日までが申込書ご提出期限となります。

## イ 使用の制限

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室等の使用を承認せず、または使用の承認を取り消し、もしくは使用の停止となります。

- (1) 公の秩序または善良な風紀を乱すおそれがあるご使用
- (2) 施設又は付属設備を損傷するおそれがあるご使用
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるご使用
- (4) 危険物を使用するものであり、災害発生のおそれがあるご使用
- (5) ウの使用料を納付しないご使用
- (6) 宗教団体・思想団体・政治団体又はこれらに類するもののご使用
- (7) 連鎖販売取引及びそれに類似したものの使用
- (8) その他会館の管理運営上支障がある使用

## ウ 使用料の納付

会議室等を使用する方は、使用料を使用日の8日前までに前納してください。なお、商業宣伝、営業等を目的として使用する場合は貸室使用料は2倍となります。必ず申し出てください。

## エ 使用料の返還

既に納入した使用料は、特段の事情が無い限り返還いたしません。

## オ 使用者の義務

使用者は、会議室等の施設、設備、器具または備品を損傷し、または滅失しないように注意するとともに、商工会議所の指示に従ってください。また、会議室等の使用を終了したときは、その使用した会議室等の施設等を現状に回復することになります。なお、使用者が施設等に損害を生じさせた場合は、相当と認める損害額を賠償していただきます。

## カ ご使用時間の厳守

前後にご使用されることもありますので、使用される時間は厳守してください。時間内での準備及び片付けとなります。

## キ 廃棄物の処理

ごみ等廃棄物は使用者が責任をもって処分するものとします。

## ク 特別な機械器具の持ち込み等

特別な機械器具を持ち込む場合は、予め申請してください。なお、備品等の持ち出しは厳禁します。

平成26年3月28日更新